

第177回福島県災害対策本部員会議（概要）

災害対策本部総括班まとめ

- 1 日 時：平成23年7月8日（金）10：05～10：22
- 2 場 所：災害対策本部・自治会館303会議室
- 3 内 容：

（1）最新の被害状況について

事務局：第277報により説明

- ・ 避難の状況については、県内の一次避難所が前回より64名減の2,798人、二次避難所が209名減の14,983人となっている。
- ・ 住家被害は全壊36棟、半壊415棟、一部損壊635棟それぞれ増加している。

（2）環境放射能測定結果（暫定値）の状況について

事務局：別紙資料により説明

- ・ 平成23年7月8日8時現在、最小値が南会津合同庁舎の0.07 μ Sv/h、最大値が飯館村長泥コミュニティセンターの9.46 μ Sv/hとなっており、概ね横ばい又は減少傾向を示している。

（3）「放射線に関する問い合わせ窓口」の利用状況について

企画調整部長：別紙資料により説明

- ・ 7月7日（木）の利用は、101件で前日より22件減となっている。
ご相談の内容はここ数日同じような傾向で、主なものは、
- ・ 内部被ばくについて検査できる機関はあるのかとの問い合わせについては、現時点で個人の受け付けを行っている機関はないので、県民健康管理調査を実施すると説明している。
- ・ 県外避難者の方から県民健康管理調査の対象となるかという問い合わせが寄せられており、対象となると回答し、担当窓口を紹介している。
- ・ 各家庭での放射線の低減策について示してほしいとのご要望が多く来ている。

（4）「農林水産業に関する相談窓口」の利用状況について

農林水産部長：別紙資料により説明

- ・ 7月7日（木）の利用は、25件で前日より18件減となっている。
- ・ 問い合わせ内容としては、営農関係では、農作業を行う場合の留意事項いわゆる服装等の問い合わせについては、通常の農作業の留意事項と同じであることと併せて熱中症にも注意するよう回答している。
- ・ 家庭菜園、自家消費関係では、モニタリングの結果、出荷制限の状況、摂取の可否についての問い合わせが多くあった。
- ・ 各種意見では、県外の方から福島県のモニタリングの結果について、積極的にPRしてほしいとの要望があり、モニタリング結果を含め安全性については積極的に広報していきたい。

(5) 「原子力損害の賠償等に関する問い合わせ窓口」の利用状況について

病院局長：別紙資料により説明

- ・ 7月7日（木）の利用は、33件で前日より16件減となっている。問い合わせの内容はここ数日同じ傾向で、自主避難の問題、区域外の休業補償の問題等損害賠償の指針に盛り込まれていない部分の問い合わせが多くなっている。

(6) 県外避難者支援ブログの開設について

観光交流局長：別紙資料により説明

- ・ 県外避難者への情報提供の強化として、パソコンを閲覧できる環境にない方もいっしょにすることから、「県外避難者支援ブログ」を立ち上げ、携帯電話でも手軽に情報を得ることができる仕組みを作った。
- ・ ブログは、ホームページより更新が容易であることから、よりタイムリーな情報が提供できる。また、携帯電話からも閲覧できることからより利便性がまずものと考えている。

さらには内容的にも都道府県別、ジャンル別の検索、問い合わせの多い内容についてはQ&A方式なども今後実施して行く。

- ・ 本日から開設するが、このブログの準備に当たっては、東京都の職員の方に御支援をいただいたことをここで報告し感謝申し上げる。

副知事より

- ・ 特に県外の避難者の方からは、情報がほしいという強い要望があるので、これで飛躍的に情報提供環境が改善すると思う。東京都の方には改めてお礼申し上げます。

(7) 警戒区域内における死亡家畜の一時埋却について

農林水産部長：別紙資料により説明

- ・ これまで死亡家畜の取扱いについては、消石灰を散布し、ブルーシートで覆うということで、埋却の措置は認められていなかった。
- ・ 生産農家の方からは埋却を要望する声が多くあったこと、公衆衛生面及び環境面での影響が懸念されることから、県としても国に対し死亡家畜の一時埋却を提案してきた。
- ・ その結果、7月6日付けで警戒区域内における死亡家畜について、一時保管として埋却を可能とする通知があった。
- ・ 埋却の方法は、死亡家畜の放射性濃度を計測すること、埋却地に目印を立て記録しておくこと、地下水に影響のないよう配慮することとされている。
- ・ 放射性セシウムの濃度計測については、通常のサーベイメーターで家畜を計測し、8,000Bqを超える家畜については、その記録も併せて行う。
- ・ サーベイメータによる計測の方法については、24,000cpmを超える場合に計算上8,000Bq/kgを超えると試算されている。
- ・ 警戒区域が解除された際には、必要に応じ最終処分を行うこととされている。
- ・ 今後は、家畜の措置について同意を得た生産者については、農林水産省の協

第178回福島県災害対策本部員会議（概要）

災害対策本部総括班まとめ

- 1 日時：平成23年7月9日（土）10：06～10：14
- 2 場所：災害対策本部・自治会館303会議室
- 3 内容：

（1）最新の被害状況について

事務局：第279報により説明

- ・ 避難の状況については、県内の一次避難所が前回より34名減の2,764人、二次避難所が175名減の14,808人となっている。
- ・ 住家被害は全壊11棟、半壊158棟、一部損壊212棟それぞれ増加している。

（2）環境放射能測定結果（暫定値）の状況について

事務局：別紙資料により説明

- ・ 平成23年7月9日8時現在、最小値が南会津合同庁舎の0.07 μ Sv/h、最大値が飯舘村長泥コミュニティセンターの9.36 μ Sv/hとなっており、概ね横ばい又は減少傾向を示している。

（3）「放射線に関する問い合わせ窓口」の利用状況について

企画調整部次長：別紙資料により説明

- ・ 内部被ばく、県民健康管理調査、地域、家庭での除染についての問い合わせが多かった。特にホールボディカウンターの測定希望が多く来ている。
- ・ 県と市の除染計画に期待するというご意見があった。
- ・ 長期間に渡っているので、ストレスに関する相談があった。

（4）「農林水産業に関する相談窓口」の利用状況について

農林水産部長：別紙資料により説明

- ・ 7月8日（金）の利用は、38件で前日より13件増となっている。
- ・ 問い合わせ内容としては、営農関係では、県で融資している経営安定資金の融資対象に関する問い合わせが来ている。
- ・ 出荷、流通に関しては、桃のモニタリングの状況の問い合わせがあった。昨日も福島市の桃のモニタリング結果を公表しているが、順次、集中的にモニタリングを実施していくとご案内している。
- ・ 家庭菜園、自家消費については、自宅等で栽培している作物に関するモニタリング結果等の問い合わせがあった。

（5）「原子力損害の賠償等に関する問い合わせ窓口」の利用状況について

病院局長：別紙資料により説明

- ・ 7月8日（金）の利用は、35件となっている。問い合わせ、要望等の内容はここ数日同じ傾向で、区域外の自主避難の費用、精神的損害の費用等の要望が中心となっている。

(6) 環境放射線モニタリング詳細調査計画（南相馬市・いわき市・川内村）について

生活環境部長：別紙資料により説明

- 523-2364
- ・ 南相馬市については、1回目の詳細調査を6月27日に実施しているが、そのときの結果は、備考欄のとおりとなっている。
 - ・ 榑原地区（No2）から片倉地区（No8）までの区域を限定し行ったが、今回は、もう少し周辺部の地点を広げて、合計743地点の各世帯別の宅地（庭先・玄関先）の詳細調査を実施したいと考えている。13日から順次、実施する予定。
 - ・ いわき市・川内村については、6月29日に走行サーベイを実施した結果、比較的高いと考えられる地域の調査に入る。いわき市は川前地区、川内村は三ツ石地区等の合計56世帯の庭先・玄関先に入って実施する。7月12日に実施する予定。
 - ・ この調査結果を踏まえて、ホットスポットのより詳細な把握に努めるとともに、国における特定避難勧奨地点の設定の可否の判断材料にさせていただくことを考えている。

知事より

- ・ モニタリングの主体はどこか。国と県で実施しているのか。市町村は。

生活環境部長

- ・ 国の現地災害対策本部と県の災害対策本部が、一緒に協力してやっている。地点の選定については、市町村と相談してやっている。

松本副知事より

- ・ 南相馬市の場合、前回は111地点、今回は743地点と非常に多くなっているが、どのような理由なのか。

生活環境部長

- ・ 前回の調査では外縁部の数値が比較的高く、外縁部より外れたところにも高いところがあるのではないかとということが若干疑われる地区があったので、範囲を広げて調査を実施する。

松本副知事より

- ・ 結果が出たら速やかな公表をお願いする。

※ 7月10日（日）の本部員会議は、中止。

※ 7月11日（月）の本部員会議は、午前10時から開催する。

力を得ながら、計画的に一時埋却の措置を実施する。

- ・ 同意書を提出していない生産者については、改めて説明の上同意について理解を求めていく。

副知事より

- ・ これは8,000Bqを超えても超えなくても埋却できるが、8,000Bqを超える場合には記録が必要だということか。また、いつから実施するのか。

農林水産部長

- ・ 一時埋却についての上限值はなく全て埋却できるが、8,000Bqを超える場合は記録しておくことになる。
- ・ 現在、浪江町の離れ豚が周辺の地域に迷惑を掛けていることから処理を進めており、来週から同意を得ている豚からできるだけ速やかに実施していく。

副知事より

- ・ 農林水産省関係では、死亡家畜以外にも野菜の残渣の処分についても考え方を求めているが状況はどうか。

農林水産部長

- ・ 正式な通知はないが、一般的な廃棄物の処分が8,000Bqを超えるもの、超えないものの処理方法が示されており、それに準じた方向で作業が進められており、喫緊そのような形で通知がされるものと考えている。

(8) 義援金の第2次配分について

子育て担当理事：別紙資料により説明

- ・ 本日、義援金の第2次配分を市町村に送金する。
- ・ 今回送金するのは、市町村で被害が確定している分で、今後確定する被害については、順次送金する予定である。
- ・ 今回の送金総額は500億円余となっており、市町村ではそれぞれ配分基準を定め被害者の方に配分して頂くこととなっている。

副知事より

- ・ 本日午後、議会で補正予算が議決されしだい、子どもを守る緊急プロジェクトの推進会議ということで、県全体で官民を問わず、夏休み期間中も含め、子供達をまもるプロジェクトを全員で推進していこうという会議を開催しますのに関係する方の参集をお願いする。

※ 7月9日（土）の本部員会議は、午前10時00分からの開催予定とする。

